

防府市参画及び協働の推進に関する条例

<解 説>

防 府 市

地 域 振 興 課

平成24年12月

目 次

第1章 総則		
第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	基本原則	6
第2章 役割		
第4条	市民等の役割	8
第5条	地域コミュニティの役割	9
第6条	市民活動団体の役割	10
第7条	事業者の役割	11
第8条	市長等の役割	12
第3章 参画		
第9条	参画の対象	13
第10条	参画の手法	16
第11条	参画の手法の実施	19
第12条	公表の方法	21
第13条	パブリックコメント	22
第14条	審議会等の設置及び運営	23
第15条	その他の参画の手法に関する取扱い	25
第4章 協働		
第16条	協働の推進	26
第17条	協働による事業の提案	27
第18条	人材の育成	28
第19条	活動の支援	29
第5章 参画及び協働の推進に関する協議会		
第20条	参画及び協働の推進に関する協議会の設置	30
第6章 雑則		
第21条	委任	31
附則		31
【附録】		
防府市参画及び協働の推進に関する条例（条文）		
防府市参画及び協働の推進に関する条例 構成図		

防府市参画及び協働の推進に関する条例 解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における参画及び協働を推進するための基本的事項を定め、もって豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

【解説】

この条例の制定目的について定めています。

この条例は、自治の基本ルールとして制定した「防府市自治基本条例」(平成21年条例第25号)の第4条「自治の基本理念」及び第5条「自治の基本原則」に基づき、本市の参画と協働を推進するための基本的事項として、まちづくりの担い手である市民等と市長等のそれぞれの役割、参画の対象、手法及び運用、協働の仕組み等を定めることにより、豊かで活力あるまちづくりを目指そうとするものです。

「防府市自治基本条例」の第9章「参画及び協働の推進」には、第26条「参画の推進」、第27条「意見聴取」、第28条「審議会等の運営」、第29条「住民投票」及び第30条「協働の推進」についての条項があり、いずれも「必要な事項は別に条例で定める」とあります。これを受けて、参画と協働の推進に関する基本的な事項をこの条例に定めています。

「住民投票」に関しては、既に「防府市住民投票条例」(平成18年条例第33号)が制定されていますので、この「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の制定により、「防府市自治基本条例」の実効性が確保されることになります。

【防府市自治基本条例】(抜粋)

(自治の基本理念)

第4条 本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。

- 一 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。
- 二 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。
- 三 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。

(自治の基本原則)

第5条 本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。

- 一 市政は、二元代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。
- 二 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。

(中略)

第9章 参画及び協働の推進

(参画の推進)

第26条 市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。

2 参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

(意見聴取)

第27条 市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 意見聴取の手續その他必要な事項は、別に条例で定めます。

(審議会等の運営)

第28条 市長等は、審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。

2 審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。

3 審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。

(住民投票)

第29条 市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があったとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。

2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

(協働の推進)

第30条 市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。

2 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

3 協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的に関わることをいう。
- (4) 協働 市民等及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいう。
- (5) 地域コミュニティ 市民等のうち、地域の暮らしをより良いものにすることを目的に、自主的に形成された地域社会における組織又は当該組織の集合体をいう。
- (6) 市民活動団体 市民等のうち、営利を目的としない活動並びに不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的に自主的かつ主体的な社会参加活動を行う団体をいう。ただし、宗教的若しくは政治的な活動又は選挙活動（特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をいう。）を行う団体を除く。
- (7) 事業者 市民等のうち、営利を目的とする事業を行う人又は団体をいう。

【解説】

この条例の中で用いる用語の意義を定めています。

- (1) 「市民等」とは、「市内に住所がある人（外国人も含みます。）」、「市内の事業所に勤務している人」、「市内の学校に通っている人」及び「市内で地域活動、市民活動及び事業活動など、様々な活動を行っている個人や団体」をいいます。

本市のまちづくりは、「市内に住所がある人」だけでなく、防府市という地域社会における幅広い人々や団体が力を合わせて取り組むことが重要であるとの考えから、「市民等」という用語を用いて、その範囲を大きく捉え定義しています。

- (2) 「市長等」は、一般に「行政」といわれるものです。

「その他の執行機関」とは、地方自治法第180条の5に規定されている執行機関で、具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

また、上下水道事業管理者及び消防長は、執行機関と同等の権限を有するため「市長等」に含みます。

【地方自治法】(抜粋)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
- 四 監査委員

2 (省略)

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

(3)「参画」とは、市政に積極的に関与する度合いが「参加」より強い言葉として、定義しています。一例をあげれば委員会や審議会の委員となって発言するなど、市の政策の形成等に至る各過程において市民等が自主的にかかわり行動することをいいます。

(4)「協働」とは、市民等と市長等、又は市民等と市民等など、主体は様々ですが、その主体が、お互いを尊重し合いながら、それぞれの責任と自覚を持って、協力して取り組むことをいいます。

※(5)「地域コミュニティ」、(6)「市民活動団体」及び(7)「事業者」は、(1)「市民等」に含まれますが、第2章「役割」において「市民等」だけでは十分に表現できないため、それぞれ次のように定義しています。

(5)「地域コミュニティ」とは、(1)「市民等」で定義している「市内で事業活動その他の活動を行う団体」のうち、地縁による組織又は集合体をいいます。具体的には自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの組織又はその連合体などをいいます。

(6)「市民活動団体」とは、(1)「市民等」で定義している「市内で事業活動その他の活動を行う団体」のうち、非営利活動(NPO活動)やボランティア活動などを行う団体をいいます。ただし、宗教的な活動、政治的な活動及び選挙活動を行う団体を除きます。

「選挙活動」とは、特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

を目的とする活動をいいます。

- (7)「事業者」とは、(1)「市民等」で定義している「市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」のうち、市内に事業所を有する法人（企業）や地域の中の商店など、主に営利を目的に事業を行う個人、団体をいいます。

(基本原則)

第3条 市民等は、自らの意思により参画し、又は協働するよう努めるものとする。

2 市長等は、特に重要な条例の制定若しくは改廃又は特に重要な計画の策定若しくは改廃をしようとするときは、広く市民等に意見を求めるものとする。

3 市民等及び市長等は、互いの特性を認識し、それぞれの役割を分担しながら、対等の立場で協働してまちづくりを行うものとする。

4 市民等及び市長等は、市政に関する情報を共有し、参画及び協働を推進するものとする。

【解説】

本市における参画及び協働のまちづくりを進めるための基本原則を定めています。

<第1項>

まちづくりの主体である市民等の「参画」又は「協働」は、市民等の自主性によって行われるものであることから、これを基本原則としています。

参画及び協働は、強いられて行うものではありません。このため市民等が参画及び協働をしない、又はできない場合であっても、参画及び協働しなかったことにより、不利益な扱いを受けてはならないものと考えます。また、市長等は、そのようなことがないよう配慮しなければなりません。

<第2項>

まちづくりの主体は市民等であることから、市長等が、「特に重要な条例の制定、改廃又は特に重要な計画の策定、改廃」を行う場合は、これらの政策等に対する市民等の意見・意向を的確に把握し、政策等に反映させることが重要と考え、広く市民等に意見を求めることを基本原則としています。

このことは、防府市自治基本条例の第27条の「意見聴取」に定められています。

ここでいう「特に重要な条例」とは、「市政に関する基本方針を定める事項」、「市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項」及び「市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項」を内容に含む条例をいいます。また、「特に重要な計画等」とは、市の総合計画及び市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等をいいます。

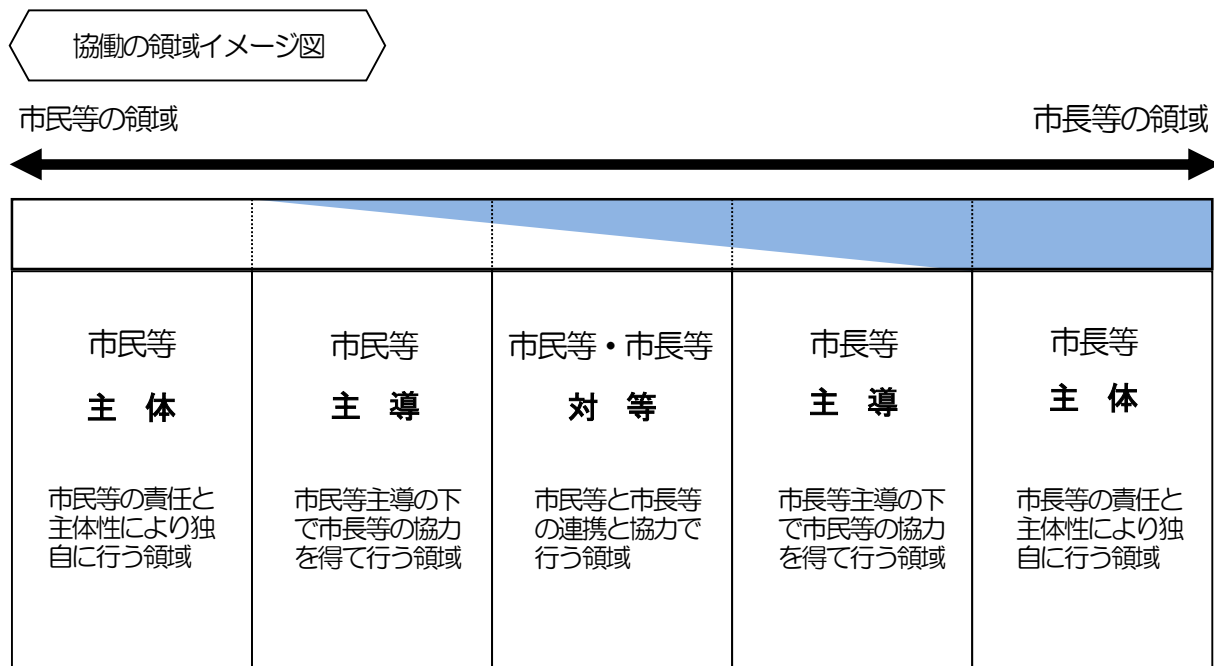
市長等が市民等に意見を求めるための手続等については、この条例の第3章「参画」(第9条～第15条)に定めています。

<第3項>

協働を進める前提として、まちづくりの主体である市民等と市長等は、相手の特性を理解したうえで、それぞれが独立、自立した存在として、対等な関係を維持しながら、協働して地域の課題やまちづくりに取り組むことを基本原則としています。

市長等は市民等との協働を進めていく中で、必要以上に干渉したり、支援したりす

ることで、市民等の自主性、主体性が損なわれることがないよう、留意しなければなりません。一方、市民等においては、市長等からの支援に依存することなく、自立、独立した存在として、協働を進めていくことが重要と考えます。



＜第4項＞

市民等が参画し、協働するにあたっては、その前提として、市政に関する様々な情報が十分に公表又は提供されなければなりません。市長等が保有する市政に関する情報は、市民等との共有財産であるとの考えから、情報の共有を基本原則としています。

市民等にとって住みやすいまちづくりを行うためには、市長等の持つ市政に関する情報を市長等から提供するだけでなく、市民等からの情報提供も必要と考えます。

「市政に関する情報を共有すること」は、防府市自治基本条例の第5条「自治の基本原則」に定められています。

ただし、市長等が提供する市政に関する情報には、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）や「防府市情報公開条例」（平成10年条例第28号）の定めにより開示できないものもあります。

第2章 役割

(市民等の役割)

第4条 市民等は、地域社会の一員として、まちづくりに関心を持ち、参画及び協働の推進に努めるものとする。

2 市民等は、参画し、又は協働しようとするときは、互いの意見及び立場を尊重し、市全体の利益を考慮するよう努めるものとする。

【解説】

参画及び協働を推進するうえでの市民等の役割について定めています。

<第1項>

まちづくりの主体である市民等は、防府市という地域社会を構成する一員として、まちづくりに関心や興味をもって、参画及び協働に積極的に取り組むことを市民等の役割としています。

しかし、これらの市民等の役割は、あくまでも強制されるものではなく、市民等の自主性に基づいて行われることが前提です。

<第2項>

市民等が参画又は協働するときは、個人や団体の利益ではなく「市全体の利益」を考えて取り組む必要があります。市民等は、積極的に参画、協働するなかで、他の多様な意見や立場を尊重し、市民等が相互に信頼できる良好な関係を築くことにより、市民等同士が協力、連携してまちづくりに取り組むことができるものと考えます。

(地域コミュニティの役割)

第5条 前条に定めるもののほか、地域コミュニティは、主体的に地域の課題の解決等に取り組み、良好な地域づくりに寄与するよう努めるものとする。

【解説】

市民等に含まれる団体のひとつである「地域コミュニティ」の役割について定めています。

「地域コミュニティ」の役割は、協働の担い手として、自らが暮らしている地域の課題を考え、地域で協力し、又は市長等との協働によって解決に取り組むことなどにより、良好な地域づくりに努めることとしています。

地域づくりには、地形や風土又は慣習などがもたらす地域固有の特性を活かすことが重要と考えます。「地域コミュニティ」には、そういった地域づくりに主体的に取り組むことが、期待されています。

「地域コミュニティ」の用語の定義は、第2条で定義しています。「地域コミュニティ」は、「地域社会における組織又はその集合体」であり、その組織又は集合体とは、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの組織やその連合体などをいいます。

しかし、これらの地域コミュニティの役割は、あくまでも強制されるものではなく、市民等の自主性に基づいて行われることが前提です。

(市民活動団体の役割)

第6条 第4条に定めるもののほか、市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を認識し、自らの持つ知識、専門性等を生かし、地域社会の課題の解決等に取り組むことにより、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【解説】

市民等に含まれる団体のひとつである「市民活動団体」の役割について定めています。

「市民活動団体」の役割は、協働の担い手として、「市民活動団体」が持つ専門性、先駆性、柔軟性などの特性や特徴を活かし、地域社会の課題の解決等に取り組むこととしています。

「市民活動」は、環境保全や福祉などの多様な分野におけるNPO活動（非営利活動）やボランティア活動などを指します。これらの活動を行う「市民活動団体」は、社会を支える新たな力として期待されています。

協働の担い手としての「市民活動団体」の活動は、継続的に行われる必要があります。そのため、「市民活動団体」は、自らの活動を情報提供することにより、その活動を広く市民等に認知してもらうことが大切です。このことは、協働の新たな担い手となる人材の確保につながるとともに、市民等が市民活動に対して興味を持つことにより、自らが市民活動に参加するきっかけとなるなど、市民活動を応援する意識の醸成にもつながるものと考えます。

しかし、これらの市民活動団体の役割は、あくまでも強制されるものではなく、市民等の自主性に基づいて行われることが前提です。

(事業者の役割)

第7条 第4条に定めるもののほか、事業者は、社会的責任及び役割を認識し、地域社会との調和を図り、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【解説】

市民等に含まれる「事業者」の役割について定めています。

「事業者」は、物品及びサービスなどの提供や雇用の創出といった経済活動を通じて地域社会と深い関りを持っていますが、これらの経済活動のほか、協働の担い手としての「事業者」の役割は、地域社会の一員として、積極的にまちづくりに貢献するよう努めることとしています。

「事業者」によるまちづくりへの寄与には、事業者自らが行う社会貢献活動のほか、協働の担い手等への側面的な支援などが考えられます。具体的には、従業員等が地域活動や市民活動等に参加しやすい環境をつくること、また、それらの活動への助成や寄附のほか、物的支援又は啓発を行うことなどが考えられます。

しかし、これらの事業者の役割は、あくまでも強制されるものではなく、事業者の自主性に基づいて行われることが前提です。

(市長等の役割)

第8条 市長等は、市民等が参画し、又は協働するための機会を積極的に設け、参画及び協働の推進のための環境を整備するものとする。

2 市長等は、市民等に対し市政に関する情報を積極的に、かつ、わかりやすく提供するものとする。

3 市長等は、市民等に対し参画及び協働に関する啓発に努めるものとする。

【解説】

参画及び協働を推進するための市長等の役割について定めています。

＜第1項＞

市長等は、参画及び協働を推進するために、この条例の第3章「参画」に定めている参画の手法や第4章「協働」に定めている協働に関する制度を積極的に活用することにより、その機会の充実を図るとともに、現在実施している参画や協働の仕組みを市民等が活用しやすい、より良いものに整備していくことが必要と考えます。

＜第2項＞

市民等が、参画し、協働するには、市の現状や市の政策等を知ることが必要です。このため市長等からの市政に関する情報の提供は不可欠であり、市長等は、市政に関する情報を市民等にわかりやすく提供することとしています。このことは、この条例の第3条第4項の基本原則として定めてあり、ここでは、これを市長等の役割としています。

具体的な提供方法には、市の庁舎や出張所等への資料等の配置、ホームページへの掲載、市広報への掲載、報道機関への情報提供などがあります。

ただし、市長等が提供する市政に関する情報には、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)や「防府市情報公開条例」(平成10年条例第28号)の定めにより開示できないものもあります。

＜第3項＞

市長等が、市民等に対して、まちづくりになぜ参画と協働が必要なのか、その重要性や必要性について啓発することにより、まちづくりの担い手である市民等の理解が深まり、より多くの市民等の参画と協働が進むものと考えます。

第3章 参画

(参画の対象)

第9条 市長等が参画の機会を設ける対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の総合計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃
 - イ 市政に関する基本方針を定める事項
 - ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項
 - ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
 - (3) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。
- (1) 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (2) 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
 - (3) 軽易な変更等
 - (4) 市長等の内部の事務処理に関するもの
 - (5) 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの
- 3 市長等は、前項の規定により参画の対象としなかったことについて、市民等からその理由を求められたときは、当該市民等にこれを説明するものとする。

【解説】

市民等がどのようなものに対して参画するのか、ここでは具体的にその対象を定めています。

<第1項>

市の政策等のうち、参画の対象となる事項について定めています。

- (1) ここで規定する「計画等」とは、「総合計画」など、全市域を対象として、市の政策の基本方針や基本的な事項を定めるような計画をいい、構想、計画、指針、要綱など、その名称は問いません。このような計画等は、市政全般にわたる重要な計画であり、将来の市民生活又は市政運営に大きく影響することから、参画の対象としています。

具体例

防府市総合計画、防府市行政改革大綱、防府市環境基本計画 など

- (2) ここで規定する「条例」は次のとおりです。

イ 「市政に関する基本方針を定める事項を含む条例」とは、市政全般について

の基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例に定める基本理念や基本方針は、市民等と市長等が共通の認識を持つ必要があることから、参画の対象としています。

具体例 防府市自治基本条例など

ロ 「市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項を含む条例」とは、広く市民等に適用される規制を定めるものをいいます。このような条例には、市民等の理解又は協力が不可欠であることから参画の対象としています。これらの事項は、地方自治法第14条第2項に、「条例で定めなければならない」と定められています。

具体例 防府市暴力団排除条例、防府市空き家等の適正管理に関する条例など

【地方自治法】(抜粋)

第14条

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

ハ 「市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項を含む条例」とは、市民等に労力や負担を求めることなどにより、市民生活に重大な影響を与えるものをいいます。これらの条例は、市民等の理解と協力を得る必要があることから参画の対象としています。

具体例 防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例など

(3)「広く市民等の公共の用に供される施設」とは、図書館や音楽ホールなど、不特定多数の市民等が利用する、又は、ごみ焼却施設などのように多くの市民等が影響を受ける可能性がある公共施設をいいます。これらの施設は、市民等の関心が高いことや利用する市民等のニーズに応じたものであることが求められることから、施設の設置に関する計画等の策定又は変更は、参画の対象としています。ただし、市の庁舎などは、施設の性格上、ここで定める施設には該当しません。

ここで定める「計画等の変更」とは、当初の施設設置目的や施設の構造等の変更などをいいます。これらについても、市民等への影響が考えられることから参画の対象としています。

(4)「前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの」とは、(1)から(3)以外のもので、市長等が参画の対象とする必要があると判断したものをいいます。

<第2項>

第1項に定められている参画の対象であっても、法律に基準が定められている場合は、市長等は、参画の対象としないことができるとし、次のとおり定めています。

- (1)「法令又は条例の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、法令（法律、政令、省令）又は条例若しくは国や県の計画等において統一の基準等が定められており、市の裁量の余地が少なく、定められた基準に基づいて行う政策、計画及び条例などをいいます。
- (2)「市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項において直接請求の対象から除かれていることから、この条例においても参画の対象としないことができるとしています。これらの事項は、市長等や市議会において、市の財政事情等を考慮しながら十分に検討を行い、決定することが望ましいと考え、参画の対象としないことができるとしています。

【地方自治法】(抜粋)

第74条

- 1 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- (3)「輕易な変更等」とは、既に引用している法令の改正（条や項の番号又は用語の変更など）に伴って行う条例改正などの軽微なものをいいます。
- (4)「市長等の内部の事務処理に関するもの」とは、人事や組織など、市長等が自らの責任と意志で決定すべきものをいいます。
- (5)「緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの」とは、災害等における対処等で緊急性又は迅速性を要するため、参画の手法を実施する時間的な余裕がないものなどをいいます。

<第3項>

第1項に定められている参画の対象であっても、市長等が参画の対象としなかった場合、市民等からその理由を求められたときは、市長等は、その理由（第2項の各号のいずれに該当したかということ）を説明します。これは、市長等が市民等に対して、説明責任を果たすこととなります。

(参画の手法)

第10条 市長等は、次に掲げる参画の手法により広く市民等に意見を求めるものとする。

- (1) パブリックコメント 前条第1項に定める市長等が参画の機会を設ける対象となる市の計画、条例その他の施策（以下「政策等」という。）について、当該政策等の案を公表し、書面等により広く意見を求め、当該意見の概要、意見に対する市長等の考え方等を公表する一連の手続を行う手法
- (2) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関又は政策等について提言等を受けるため市長等が設置する機関（以下これらを「審議会等」という。）に意見を求める手法
- (3) 意識調査 政策等に対する市民等の意識を把握するために、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める手法
- (4) 公聴会等 公聴会、意見交換会又は説明会を開くことにより、政策等に対する市民等の意見を聴くための手法
- (5) ワークショップ 市民等及び市長等又は市民等同士が共同作業又は自由な議論を通して、課題の抽出、解決等について一定の方向性を見出すための手法

2 市長等は、前項に掲げるもののほか、新たな参画の手法に関する調査研究に努めるものとする。

【解説】

市長等が、市民等に意見を求めるために実施する「参画の手法」について定めています。

<第1項>

(1) パブリックコメント

「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策等を決定する過程において、政策等の案の段階で広く公表し、市民等に意見等の提出を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

この手法は、市民等からの意見提出方法が多様である（持参、郵送、Eメール、ファクシミリ）ことから、市民等にとっては参画しやすい手法といえます。

手法名は、「パブリックコメント」、「意見提出手続」、「市民意見提出手続」、「意見公募手続」とさまざまですが、本市では一般的に呼ばれている「パブリックコメント」としています。

この手法は、国、県等で導入されており（山口県は実施要綱により平成14年度から導入）、本市では、「防府市パブリックコメント実施要綱（平成19年2月1日制定、同年4月1日施行）」に基づいて実施しています。

(2) 審議会等

「審議会等」とは、市の附属機関及びこれに類似する懇談会等をいいます。

「附属機関」は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいい、「懇談会等」は法律又は条例の規定に基づかず、要綱等（政令、省令、規則、規程及び要綱）により設置するものをいいます。有識者等の意見を聴取し、又は政策等に関係のある団体や公募による市民等の意見を政策等に反映をさせることを主な目的として、設置するものです。

「審議会等」の名称は、審議会、審査会、調査会、委員会、協議会、懇談会等さまざまですが、各審議会等の設置にあたっての根拠規定により「附属機関」と「懇談会等」に区別されます。

なお、「イベント等の特定の事業を実施するために組織された実行委員会」、「選定委員会」や「他の行政機関等の関係団体等との連絡調整のための協議会」は「審議会等」に含みません。

審議会等の設置、委員の公募、会議の公開等については、「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成22年3月26日制定、同年4月1日施行）」、「防府市審議会等の設置及び運営に関する指針（平成23年3月改訂）」に定めています。

【地方自治法】（抜粋）

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（3）意識調査

「意識調査」は、一般的には、アンケートと呼ばれているもので、政策等の立案又は検証等を行う際に実施し、市民等の意識や意見を把握するための手法です。

実施にあたっては、調査対象となる市民等の範囲を個別の政策等の内容に応じて設定することができるため、市民等の意識を把握するためには、効果的な手法といえます。

また、市民等にとっては、時間的な制約が少なく参画しやすい手法といえます。

具体例 「総合計画」、「男女共同参画推進計画」の策定時に実施

（4）公聴会等

「公聴会等」とは、公聴会、意見交換会及び説明会をいいます。

この「公聴会」は、市長等があらかじめ公表した政策等の案に対して利害が相反する関係者や学識経験者のほか、事前に意見発表の申込みをした市民等（公述人）の意見を、直接、公開の場で聴き、それらを所定の手続きに従って記録、処理し、政策等の決定の際に参考とする手法をいいます。

本市には、都市計画公聴会規則はありますが、参画の手法として、ここで定め

る「公聴会」に関する事項は別に定めます。

「意見交換会」は、市長等が政策等の案に基づき、市民等と市長等又は市民等同士が意見交換する場をいいます。

「説明会」は、市長等が政策等の案を市民等に示し、質疑応答や意見交換により、その政策課題等について、市民等との情報共有を図り、市民等からの意見を聴取するための場をいいます。

「意見交換会」、「説明会」の内容及び分類の基準について確立されたものではありません。

(5) ワークショップ

「ワークショップ」は、比較的少人数のグループに分かれて、共同作業を通じ、特定の課題に対するグループ内の意見交換を行い、その結果をもとに全体の意見として一定の方向性を見出すための手法です。このことから、特定の課題に対する問題点や市民等の意見が参加した人同士の間で共有できるなどの効果が期待される手法といえます。

多様な意見を一定の方向に取りまとめていくにあたっては、中立的な立場で調整する進行役（ファシリテーター）が必要です。

具体例 景観計画策定時に「防府市景観まちづくり市民ワークショップ」を実施

※ 住民投票制度について

本市の「住民投票制度」は、「防府市住民投票条例」（平成18年条例第33号）（常設型）に定めてあります。住民投票制度は参画の手法のひとつですが、住民投票ができる「投票資格者」は、「防府市の選挙人名簿に登録される資格を有する者」と定められていることから、この条例で定めている参画する「市民等」の範囲とは異なるため、この条例の「参画の手法」には入っていません。

【防府市住民投票条例】（抜粋）

（投票資格者）

第4条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第21条第1項の規定により防府市の選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

<第2項>

参画の手法は、時代とともに新しいものが考え出されるため、第1項に規定した手法に限らず、効果的と思われるものは調査研究をしていくことが必要と考えます。

なお、第1項に規定した「参画の手法」と第2項の「調査研究した参画の手法」の実施については、この条例の第11条に定めています。

(参画の手法の実施)

第11条 市長等は、前条第1項各号に掲げる参画の手法のうちから、政策等の内容に応じ効果的と認められる手法を選定し、これを適切な時期に実施するものとする。ただし、同項各号に掲げるもののほか、より効果的と認められる参画の手法がある場合は、これを実施することができる。

2 市長等は、参画の手法を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民等の多様な意見を求めるため、複数の手法を併用するよう努めること。
- (2) 専門性を要する政策等については、当該政策等に関し深い知識を有する市民等が参画できるよう努めること。
- (3) 特定の地域を対象とする政策等については、当該地域に関わりのある市民等が参画できるよう努めること。

【解説】

市長等が参画の手法を実施するときの基本的事項を定めています。

＜第1項＞

市民等が市政についての意見等を持っていても、それを表明する機会がなければその意見は潜在化してしまいます。市長等は、参画の手法を実施する際には、参画の手法それぞれが持つ特性を考慮し、参画を実施する施策等の内容に応じて、効果的な手法を選択しなければなりません。また、市民等の意見が最も効果的に反映できる適切な時期に実施することが大切であることから、これらを基本的事項としています。また、第10条の参画の手法（パブリックコメント、審議会等、意識調査、公聴会等、ワークショップ）のほか、効果的であれば新たな手法も実施することができるとしています。

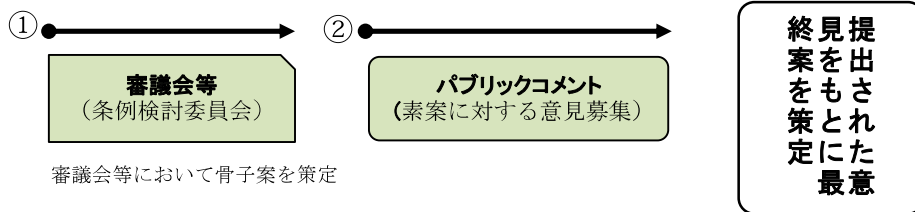
＜第2項＞

市長等が参画の手法を実施する場合に留意する事項を定めています。

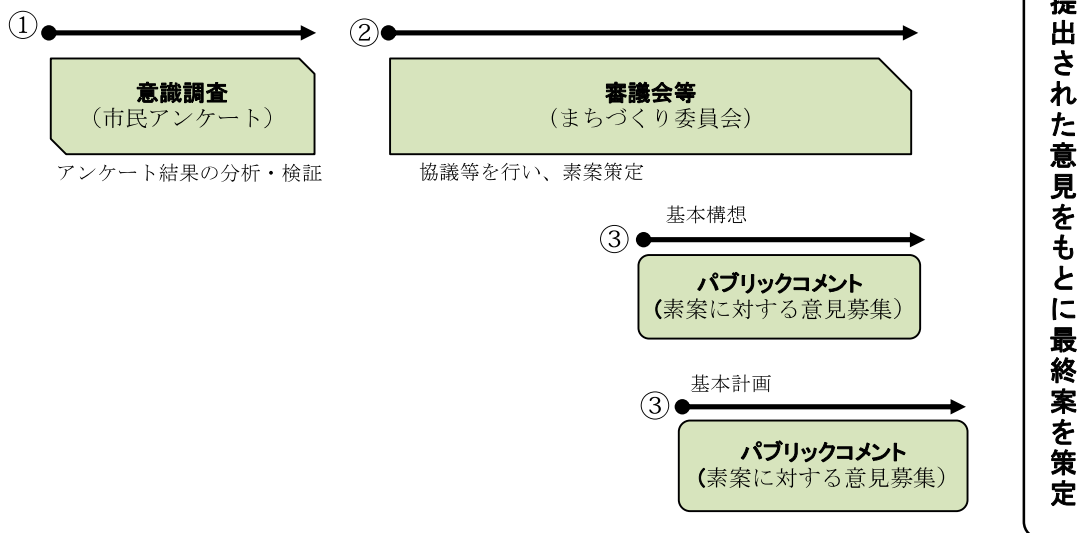
- (1) 市長等が参画の手法を実施する場合は、多様な市民等の意見が聴取できるようできる限り複数の参画の手法を実施することが重要です。このことは、市民等によって参画しやすい手法はそれぞれ異なるため、複数の手法を用いることで、より多様な市民等の参画が可能となると考えます。ただし、施策等の内容によっては、費用や時間に対する効果も考慮しながら実施する必要があります。
- (2) 専門性を必要とする政策等には、その分野に精通した市民等が参画できるよう配慮することが必要と考えます。
- (3) 地域性のある政策等には、その対象となる地域のことをよく知っている市民等が参画できるよう配慮することが必要と考えます。

【防府市における複数の参画の手法（第10条第1項に規定）実施事例】

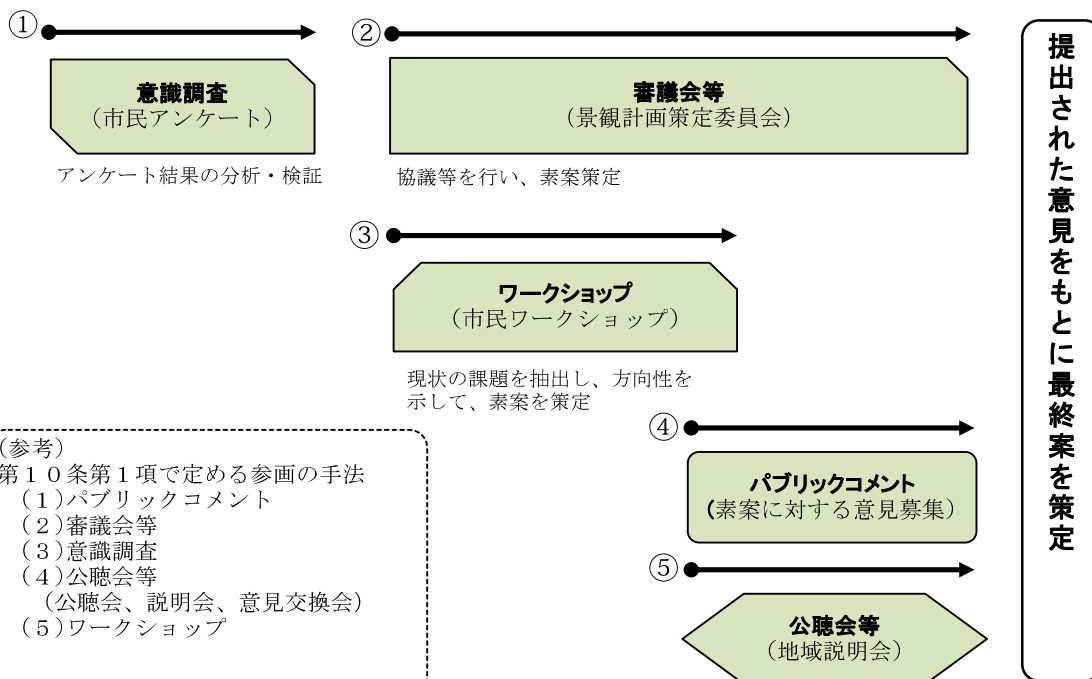
＜事例1＞ 防府市参画及び協働の推進に関する条例(案)の策定



＜事例2＞ 第4次防府市総合計画(基本構想・基本計画)(案)の策定



＜事例3＞ 防府市景観計画(案)の策定



(参考)
第10条第1項で定める参画の手法
(1)パブリックコメント
(2)審議会等
(3)意識調査
(4)公聴会等
(公聴会、説明会、意見交換会)
(5)ワークショップ

(公表の方法)

第12条 参画の手法の実施に関する事項は、次に掲げる二以上の方法により公表するものとする。

- (1) 市庁舎内の閲覧コーナー及び担当窓口への配置
- (2) 市の出張所及び公民館への配置
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める方法

【解説】

市長等が、参画の手法を実施するとき（実施前又は実施後）に、市民等に対する情報提供（公表）の方法について定めています。

市長等が参画の手法を実施するときは、なぜ、その手法を実施するのか、政策等の目的は何か、いつ実施するのかなどを公表するとともに、実施後においては、どのような意見が提出され、その意見をどう検討し、反映したかなど、参画の手法を実施した結果を公表することが必要と考えます。ここでは、その公表方法を具体的に定めています。また、できるだけ多くの市民等に周知するため、ここに定める公表の方法を二つ以上用いることとしています。

(5)に定める、「前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める方法」には、各地域への回覧や報道機関への情報提供などがあります。

(パブリックコメント)

第13条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

2 市長等は、提出された市民等の意見について十分に検討を行い、当該意見の概要、意見に対する市長等の考え方等を公表するものとする。

【解説】

参画の手法のうち、特に重要な手法である「パブリックコメント」について定めています。

<第1項>

市長等が「パブリックコメント」を実施するときに公表する事項は次のとおりです。

- (1) 公表する「政策等の案」は、市民等の意見を反映することができる素案の段階のものとし、また、市民等が内容を十分理解した上で、積極的に意見が提出できるよう、政策等の案以外にも、その「案に関する資料等」も公表します。
- (2) 「意見の提出先」、「提出期間」及び「提出方法」を(1)と併せて公表します。
- (3) 市長等は、市民等が積極的に意見を提出することができるよう、市長等が必要と認めたものは公表するとしています。

<第2項>

市長等は、「パブリックコメント」を実施したときは、その提出された意見が政策等に反映できるかどうか十分に検討し、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方並びにその政策の案等を修正した場合は、その内容及び提出された意見に対する市の考え方を公表します。

ただし、公表するにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」や「防府市情報公開条例」の定めにより開示できないものもあります。また、提出意見がなかった場合にはその旨を公表します。

「パブリックコメント」の実施については、この条例で定めるもののほか「防府市パブリックコメント実施要綱」(平成19年2月1日制定、同年4月1日施行)に定めています。

(審議会等の設置及び運営)

- 第14条 市長等は、審議会等の委員を選任するときは、原則として、その一部を市民等から公募するものとし、公募しようとするときは、選考要件を公表するものとする。
- 2 市長等は、審議会等の委員を公募により選考するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況等に留意し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長等は、審議会等の委員の氏名、選任の区分、任期及び所属を公表するものとする。
- 4 審議会等の会議は、公開するものとする。
- 5 市長等は、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議開催の日時、場所、傍聴に関する事項等を公表するものとする。
- 6 市長等は、審議会等の会議録を作成し、公表するものとする。
- 7 市長等は、第3項から前項までの規定にかかわらず、正当な理由がある場合は、公表又は公開をしないことができる。ただし、公表又は公開をしない場合においては、その理由を明らかにするものとする。

【解説】

参画の手法のうち、特に重要な手法である「審議会等」の設置及び運営について定めています。

<第1項>

「審議会等」の委員を選任する場合は、原則公募とし、できるだけその一部を市民等から公募することを定めています。ここで「原則として」としているのは、法令等の規定により委員の構成が定められていることから、公募による委員を選任する余地がない場合や「審議会等」の審議内容が、個人情報扱うものや専門的知識を要するものなど、公募による委員を入れることがない場合があるためです。

「審議会等」の委員を公募するときは、「審議会等」の名称のほか選考要件を公表しますが、その際、市民等の積極的な参画を促すため、設置目的や審議内容も公表します。

選考要件には、応募の資格、募集人数、任期、応募時に提出するもの（小論文等）、応募期限等があります。

<第2項>

「審議会等」の公募の委員を選考するときに市長等が留意する事項を定めています。

市長等は、多様な市民等の意見が反映できるよう、各界、各階層のほか各年齢層から幅広く人材を確保し、性別及び地域構成に偏りがないように努める必要があります。また、多くの市民等の参画を促進するために、他の「審議会等」との兼職状況にも留意する必要があると考えます。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められているものについては、この限りではありません。

＜第3項＞

「審議会等」の透明性を確保するため、委員の氏名、選任の区分、任期及び所属を公表します。「選任の区分」には学識経験者、団体からの推薦による委員、公募による委員などがあります。「所属」とは、団体からの推薦の場合などの所属されている団体等の名称をいいます。

＜第4項＞

「審議会等」の会議は、公開とします。このことは、「審議会等」における審議の内容及び審議過程の透明性を確保するとともに、傍聴という方法によって政策等の形成過程において会議の内容を知ることができる大切な機会と考えます。

ただし、「個人情報の保護に関する法律」や「防府市情報公開条例」の定めにより、会議を公開できない場合があります。

＜第5項＞

市長等は、「審議会等」の開催にあたっては、日時や場所をあらかじめ公表します。このことにより、いつ、どこで、どのような会議が開催されているかを市民等は知ることができます。また、市民等がこれらを知ることにより、「審議会等」を傍聴することができます。

＜第6項＞

市長等が、「審議会等」を開催した場合は、会議録を作成しなければなりません。ここでの会議録とは、議事録又は会議要旨などをいいます。また、作成した会議録は公表しますが、公表する会議録は、内容によって市民等にわかりやすく要約することもあります。このことは、「審議会等」の運営の透明性の確保や市民等への情報提供のために大切なことと考えます。

ただし、会議録の公表にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」や「防府市情報公開条例」の定めにより開示できないものもあります。

＜第7項＞

第3項から第6項の規定については、正当な理由がある場合に限り、適用しないことができるとしています。ここでの「正当な理由」には、「個人情報の保護に関する法律」や「防府市情報公開条例」の規定により開示できない場合などがあります。市長等が公表又は公開をしなかった場合は、市民等への説明責任を果たすため、その理由を明らかにしなければならないと定めています。

「審議会等」の設置及び運営については、この条例で定めるもののほか「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成22年3月26日制定、同年4月1日施行)」、「防府市審議会等の設置及び運営に関する指針(平成23年3月改訂)」に定めています。

(その他の参画の手法に関する取扱い)

第15条 市長等は、前2条に定めるもののほか、参画の手法の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 市長等は、政策等の目的、実施期間その他必要と認める事項を公表するものとする。
- (2) 市長等は、提出された市民等からの意見を十分に検討し、政策等に反映できるものについては、反映させるよう努めるものとする。
- (3) 市長等は、参画の手法を実施した結果を公表するものとする。

【解説】

この条例の第10条で定める参画の手法のうち、「パブリックコメント」と「審議会等」は、特に重要な手法であるため、この条例の第13条及び第14条にそれぞれの実施に関する事項を規定していますので、本条では、これ以外の参画の手法である「意識調査」、「公聴会等」、「ワークショップ」のほか、効果的と認められる手法を実施する場合の基本的事項について定めています。

市長等は、これらの参画の手法を実施する場合は、「パブリックコメント」や「審議会等」と同様に、事前に必要事項を公表し、提出された意見等について十分な検討を行い、その検討結果等を公表するとしています。

第4章 協働

(協働の推進)

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。

2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市民等と市長等が、協働を推進するにあたっての基本的な考え方を定めています。

<第1項>

市民等と市長等は、協働を進める前提として、お互いの特性を理解すること、そのうえで、それぞれの長所を活かしながら、互いに協力、連携し、協働を推進します。市民等と市長等が、それぞれの能力や資源（知識、人材等）を互いに出し合って、補い合いながら協働を進めていくことで、市民等と市長等が単独で行うよりも、大きな成果が得られるものと考えます。

<第2項>

市長等は、協働の担い手である市民等の自主性や自立性を損なうことがないように配慮しながら、協働が円滑に進むよう、人材育成（市民等を対象とした講座の開催など）や制度の整備などの必要な措置を行っていきます。必要な措置については、この条例の第17条から第19条に定めています。

- ・ 協働による事業の提案（第17条）
- ・ 協働に関する人材育成（第18条）
- ・ 地域コミュニティ、市民活動団体の活動拠点施設の整備（第19条第1項）
- ・ 中間支援組織の充実（第19条第2項）

これは、「防府市自治基本条例」第30条（協働の推進）に定められている基本的な考え方です。

【防府市自治基本条例】(抜粋)

(協働の推進)

第30条 市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。

2 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

3 協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

(協働による事業の提案)

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

【解説】

第16条第2項の「協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるもの」の一つとして「協働による事業を提案することができる制度の整備」について定めています。

市長等は、「市民等と市長等とが協働により行う事業」を市民等と市長等の双方から提案をすることができる制度を創設し、整備をします。

制度創設にあたっては、市長等が単独で創るのではなく、制度創設後、この制度運用にあたって市長等以外の事業提案者となる市民等の参画のもと、どのような事業を協働の対象とするのか、どのような担い手と実施することが相応しいのか、その他この制度の具体的な手続等について検討協議し、制度化します。

市長等が単独では解決することが難しいまちづくりの課題を解決するにあたっては、市民等と市長等が相互に補完し、連携して実施する「協働による事業」は、有効な手段の一つと考えます。ここで定める制度は、市長等が提案者となって実施するものではなく、市民等も提案者となるので、市民等自らが協働の機会を確保することができるといえます。

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

【解説】

第16条第2項の「協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるもの」の一つとして「人材の育成」について定めています。

市長等は、市民等を対象とした協働に関するセミナーを開催するなど、市民等が協働について学べる機会を設け、協働の担い手となる人材育成を行います。

協働を推進するにあたっては、協働の担い手となる人材をどのように育成し、確保していくかということが重要です。具体的には次のようなものが考えられます。

- ・ 協働セミナーの開催
- ・ ボランティア養成講座の開催
- ・ 協働の担い手同士の交流会の開催
- ・ コーディネーター、専門アドバイザーの育成
- ・ 協働に関する情報誌の作成
- ・ 協働に関する啓発資料（協働のガイドブックなど）の作成

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織（市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。）の充実に努めるものとする。

【解説】

第16条第2項の「協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるもの」の一つとして「協働を推進するための支援」について定めています。

<第1項>

協働の担い手である地域コミュニティ及び市民活動団体の活動を支えるためには、活動の拠点が重要な役割を果たすことから、市長等はそれらの施設等を整備する必要があると考えます。活動の拠点となる施設には、公民館や市民活動支援センターなどがあります。

<第2項>

市長等は、協働を推進するために、市民等の活動を支援する中間支援組織の充実に図ることが必要だと考えます。具体的には、防府市市民活動支援センターの機能強化などが考えられます。

中間支援組織とは、活動に関するアドバイザー等の人材派遣や情報の提供などにより、市民等が、市民活動や地域の活動が円滑に取り組めるよう、側面的な支援を行う組織をいいます。中間支援組織が市民等の活動を支援する場合は、市民等の立場又は市長等の立場のどちらか寄りにならないよう中立的な立場で行います。

【防府市市民活動支援センター】

防府市市民活動支援センターは、平成15年11月に市民活動の促進のため設置（官設民営）されたもので、現在は、防府市地域協働支援センター（ルルサス防府2階）内にあります。

防府市地域協働支援センターの管理・運営は、平成21年度からの指定管理者制度導入に伴い、市民活動支援センターの運営も指定管理者が行っています。

市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、人材の養成支援、活動に関する相談及び施設等の利用（会議室、印刷機器等）などの支援を行っています。

第5章 参画及び協働の推進に関する協議会

(参画及び協働の推進に関する協議会の設置)

第20条 参画及び協働の推進に関する事項を調査及び審議するため、防府市参画及び協働の推進に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民等
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】

防府市参画及び協働の推進に関する協議会の設置及びこの協議会の委員に関する事項を定めています。

<第1項>

この協議会は、この条例の実効性を確保するために設置するものです。

この協議会では、市民等の視点から、参画及び協働の進捗状況を把握し、その結果の分析を通して、参画及び協働の推進にあたっての課題解決に向けて審議を行い、その結果を意見として市長等に提出します。

また、新たな参画の手法や協働の仕組み等についても協議します。

<第2項>

この協議会の委員総数は10人以内とし、その委員構成について定めています。

(1) 「公募による市民等」は、この条例の第14条（審議会等の運営）第1項に定め
てある審議会等の委員の選任のあり方として、「審議会等の委員を選任するときは、
原則として、その一部を市民等から公募するもの」との規定に基づくものです。

(2) 「学識経験者」とは、参画及び協働について専門的な知識又は経験を有する者を
いいます。

(3) 「その他市長が適当と認める者」とは、地域コミュニティや市民活動団体等に所
属し、まちづくりの担い手として活動している者などをいいます。

<第3項>

この協議会の委員の任期について定めています。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項は、市長等が別に規則等で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に実施され、又は実施のための準備が進められており、相当の理由により参画の手法を実施することが困難と認められる市の政策等については、この条例の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に設置されている審議会等の委員の選考については、当該委員の任期の満了等により新たに委員を選考するまでの間は、第14条第1項及び第2項の規定は適用しない。

【解説】

この条例の附則について定めています。

<第1項>

この条例の施行期日を定めたものです。

<第2項>

この条例の施行日前に実施又は実施の準備に着手している政策等で、時間的な制約等の理由により、参画の手法を実施することが困難な場合は、その政策等にこの条例の規定は適用しません。

<第3項>

この条例の施行日前に設置され、委員の選任をしている審議会等の委員の選考については、現在選任している委員の任期が満了し、新たな委員を選考するまで、この条例の第14条第1項及び第2項の委員の公募に関する規定は適用しません。

附 則（平成３０年３月５日条例第１号）抄

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

<第１項>

防府市自治基本条例の改正に伴う改正後の条例の施行期日（平成３０年３月５日）を定めたものです。

（第９条第１項中「基本構想、基本計画」を「総合計画」とする改正）

防府市参画及び協働の推進に関する条例

平成24年9月12日

条例第31号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 役割（第4条―第8条）
- 第3章 参画（第9条―第15条）
- 第4章 協働（第16条―第19条）
- 第5章 参画及び協働の推進に関する協議会（第20条）
- 第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における参画及び協働を推進するための基本的事項を定め、もって豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民等 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。
- （2） 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- （3） 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的に関わることをいう。
- （4） 協働 市民等及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいう。
- （5） 地域コミュニティ 市民等のうち、地域の暮らしをより良いものにすることを目的に、自主的に形成された地域社会における組織又は当該組織の集合体をいう。
- （6） 市民活動団体 市民等のうち、営利を目的としない活動並びに不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的に自主的かつ主体的な社会参加活動を行う団体をいう。ただし、宗教的若しくは政治的な活動又は選挙活動（特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をいう。）を行う団体を除く。
- （7） 事業者 市民等のうち、営利を目的とする事業を行う人又は団体をいう。

（基本原則）

第3条 市民等は、自らの意思により参画し、又は協働するよう努めるものとする。

2 市長等は、特に重要な条例の制定若しくは改廃又は特に重要な計画の策定若しくは改廃をしようとするときは、広く市民等に意見を求めるものとする。

3 市民等及び市長等は、互いの特性を認識し、それぞれの役割を分担しながら、対等の立場で協働してまちづくりを行うものとする。

- 4 市民等及び市長等は、市政に関する情報を共有し、参画及び協働を推進するものとする。

第2章 役割

(市民等の役割)

第4条 市民等は、地域社会の一員として、まちづくりに関心を持ち、参画及び協働の推進に努めるものとする。

- 2 市民等は、参画し、又は協働しようとするときは、互いの意見及び立場を尊重し、市全体の利益を考慮するよう努めるものとする。

(地域コミュニティの役割)

第5条 前条に定めるもののほか、地域コミュニティは、主体的に地域の課題の解決等に取り組み、良好な地域づくりに寄与するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 第4条に定めるもののほか、市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を認識し、自らの持つ知識、専門性等を生かし、地域社会の課題の解決等に取り組むことにより、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 第4条に定めるもののほか、事業者は、社会的責任及び役割を認識し、地域社会との調和を図り、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(市長等の役割)

第8条 市長等は、市民等が参画し、又は協働するための機会を積極的に設け、参画及び協働の推進のための環境を整備するものとする。

- 2 市長等は、市民等に対し市政に関する情報を積極的に、かつ、わかりやすく提供するものとする。
- 3 市長等は、市民等に対し参画及び協働に関する啓発に努めるものとする。

第3章 参画

(参画の対象)

第9条 市長等が参画の機会を設ける対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の総合計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃
- イ 市政に関する基本方針を定める事項
 - ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項
 - ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
- (3) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。
- (1) 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (2) 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
 - (3) 軽易な変更等

- (4) 市長等の内部の事務処理に関するもの
- (5) 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの
- 3 市長等は、前項の規定により参画の対象としなかったことについて、市民等からその理由を求められたときは、当該市民等にこれを説明するものとする。

(参画の手法)

第10条 市長等は、次に掲げる参画の手法により広く市民等の意見を求めるものとする。

- (1) パブリックコメント 前条第1項に定める市長等が参画の機会を設ける対象となる市の計画、条例その他の施策（以下「政策等」という。）について、当該政策等の案を公表し、書面等により広く意見を求め、当該意見の概要、意見に対する市長等の考え方等を公表する一連の手続を行う手法
- (2) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関又は政策等について提言等を受けるため市長等が設置する機関（以下これらを「審議会等」という。）に意見を求める手法
- (3) 意識調査 政策等に対する市民等の意識を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める手法
- (4) 公聴会等 公聴会、意見交換会又は説明会を開くことにより、政策等に対する市民等の意見を聴くための手法
- (5) ワークショップ 市民等及び市長等又は市民等同士が共同作業又は自由な議論を通して、課題の抽出、解決等について一定の方向性を見出すための手法
- 2 市長等は、前項に掲げるもののほか、新たな参画の手法に関する調査研究に努めるものとする。

(参画の手法の実施)

第11条 市長等は、前条第1項各号に掲げる参画の手法のうちから、政策等の内容に応じ効果的と認められる手法を選定し、これを適切な時期に実施するものとする。ただし、同項各号に掲げるもののほか、より効果的と認められる参画の手法がある場合は、これを実施することができる。

- 2 市長等は、参画の手法を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 市民等の多様な意見を求めるため、複数の手法を併用するよう努めること。
 - (2) 専門性を要する政策等については、当該政策等に関し深い知識を有する市民等が参画できるよう努めること。
 - (3) 特定の地域を対象とする政策等については、当該地域に関わりのある市民等が参画できるよう努めること。

(公表の方法)

第12条 参画の手法の実施に関する事項は、次に掲げる二以上の方法により公表するものとする。

- (1) 市庁舎内の閲覧コーナー及び担当窓口への配置
- (2) 市の出張所及び公民館への配置
- (3) 市の広報紙への掲載

- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める方法
(パブリックコメント)

第13条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

2 市長等は、提出された市民等の意見について十分に検討を行い、当該意見の概要、意見に対する市長等の考え方等を公表するものとする。

(審議会等の設置及び運営)

第14条 市長等は、審議会等の委員を選任するときは、原則として、その一部を市民等から公募するものとし、公募しようとするときは、選考要件を公表するものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を公募により選考するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況等に留意し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長等は、審議会等の委員の氏名、選任の区分、任期及び所属を公表するものとする。

4 審議会等の会議は、公開するものとする。

5 市長等は、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議開催の日時、場所、傍聴に関する事項等を公表するものとする。

6 市長等は、審議会等の会議録を作成し、公表するものとする。

7 市長等は、第3項から前項までの規定にかかわらず、正当な理由がある場合は、公表又は公開をしないことができる。ただし、公表又は公開をしない場合においては、その理由を明らかにするものとする。

(その他の参画の手法に関する取扱い)

第15条 市長等は、前2条に定めるもののほか、参画の手法の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 市長等は、政策等の目的、実施期間その他必要と認める事項を公表するものとする。
- (2) 市長等は、提出された市民等からの意見を十分に検討し、政策等に反映できるものについては、反映させるよう努めるものとする。
- (3) 市長等は、参画の手法を実施した結果を公表するものとする。

第4章 協働

(協働の推進)

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。

2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働による事業の提案)

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織（市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。）の充実に努めるものとする。

第5章 参画及び協働の推進に関する協議会

(参画及び協働の推進に関する協議会の設置)

第20条 参画及び協働の推進に関する事項を調査及び審議するため、防府市参画及び協働の推進に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民等

(2) 学識経験者

(3) その他市長が適当と認める者

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施され、又は実施のための準備が進められており、相当の理由により参画の手法を実施することが困難と認められる市の政策等については、この条例の規定は適用しない。

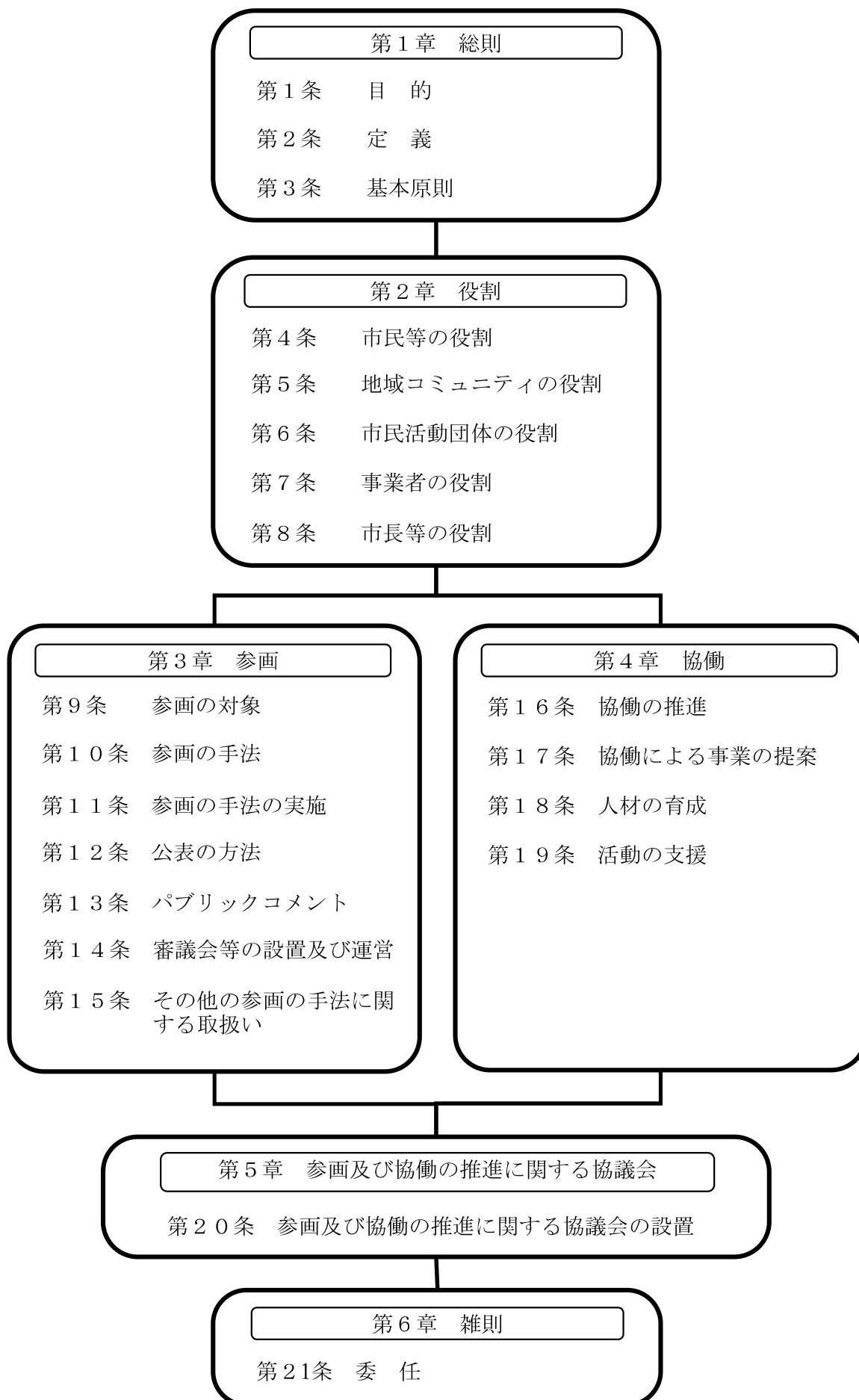
3 この条例の施行の際現に設置されている審議会等の委員の選考については、当該委員の任期の満了等により新たに委員を選考するまでの間は、第14条第1項及び第2項の規定は適用しない。

附 則 (平成30年3月5日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

防府市参画及び協働の推進に関する条例 構成図



防府市参画及び協働の推進に関する条例＜解説＞

発行日	平成24年（2012年）12月	初版発行
	平成30年（2018年）3月	第2版発行
	令和5年（2023年）4月	第3版発行
発 行	防府市	
編 集	防府市総合政策部地域振興課	
住 所	〒747-8501 防府市寿町7番1号	
電 話	0835-25-2253	